

第2編 災害予防計画編 目次

第1章 災害に強い防災体制づくり.....	1
第1節 総合的防災体制の整備.....	1
第1 組織体制の整備.....	1
第2 防災拠点機能の確保、充実.....	3
第3 装備・資機材等の備蓄.....	5
第4 防災訓練の実施.....	6
第5 広域防災体制の整備.....	8
第6 人材の育成.....	9
第7 防災に関する調査研究の推進.....	11
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備.....	11
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策.....	12
第10 事業者、ボランティアとの連携.....	13
第2節 情報収集伝達体制の整備.....	14
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備.....	14
第2 情報収集伝達体制の強化及び広報・広聴体制等の整備.....	15
第3節 消火・救助・救急体制の整備.....	17
第4節 災害時医療体制の整備.....	20
第5節 緊急輸送体制等の整備.....	25
第6節 避難受入れ体制の整備.....	29
第7節 緊急物資確保体制の整備.....	40
第8節 ライフライン確保体制の整備.....	44
第9節 交通確保体制の整備.....	49
第10節 避難行動要支援者支援体制の整備.....	50
第11節 帰宅困難者支援体制の整備.....	55
第2章 災害に即応できるひとや地域づくり.....	57
第1節 防災意識の高揚.....	57
第2節 自主防災体制の整備.....	61
第3節 ボランティアの活動環境の整備.....	63
第4節 企業防災の促進.....	65
第3章 災害に強いまちづくり.....	67
第1節 都市防災機能の強化.....	67
第1 防災空間の整備.....	68
第2 都市基盤施設の防災機能の強化.....	69
第3 密集市街地等の整備.....	69

第4	建築物の安全性に関する指導等.....	7 0
第5	文化財.....	7 1
第6	ライフライン等の災害予防対策.....	7 1
第2節	災害発生時の廃棄物処理体制の確保.....	7 3
第3節	地震災害予防対策の推進.....	7 5
第1	新・大阪府地震防災アクションプランの推進.....	7 5
第2	土木構造物の耐震対策等の推進.....	7 7
第3	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	7 8
第4節	津波災害予防対策の推進.....	7 9
第5節	水害予防対策の推進.....	8 6
第6節	土砂災害予防対策の推進.....	9 3
第7節	危険物等災害予防対策の推進.....	9 8
第8節	火災予防対策の推進.....	1 0 1
第1	建築物等の火災予防.....	1 0 1
第2	林野火災予防.....	1 0 2
第9節	原子力（放射線）災害予防対策の推進.....	1 0 3

第1章 災害に強い防災体制づくり

第1節 総合的防災体制の整備

第1 組織体制の整備

実施担当	行政経営部 ：危機管理課、政策推進課、 秘書 人事課、関係各部課 泉州南消防組合
-------------	---

方針

泉南市及び泉州南消防組合は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

【資料 2-1-1-1】 泉南市災害対策本部条例

【付表 2-1-1-1】 風水害等の場合の動員人員一覧表

【付表 2-1-1-2】 地震・津波災害の場合の動員人員一覧表

計画

1 総合調整会議における防災対策の推進（平常時）

- (1) 災害の未然防止と被害の軽減を図るため、予防計画を総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 市長が主宰し、副市長、教育長、**庁内部長級職員**を構成員とする。

2 災害警戒本部体制

災害警戒本部は次の場合に、災害予防、災害応急対策を実施するため設置する。

(1) 地震発生時

- ア 本市又は隣接市町(泉佐野市、阪南市、田尻町)で震度4を観測したとき
- イ 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表されたとき。
- ウ その他**行政経営**部長が必要と認めたとき。

(2) 風水害等

- ア 災害の発生のおそれがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき。
- イ 局地的に軽微な災害が発生した時
- ウ その他**行政経営**部長が必要と認めたとき。

(3) 体制

災害警戒本部体制における配備体制は、原則として行政経営部、都市整備部、市民生活環境部、~~上下水道部~~により編成し、行政経営部長が災害警戒本部長となり指揮・統括する。

(4) 動員の配備体制

災害警戒本部体制における配備要員は、あらかじめ指名する。また、市は、災害時の警戒活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる配備体制の整備に努める。

3 災害対策本部体制

災害対策本部は次の場合に、災害応急対策などを実施するため設置する。

(1) 地震発生時

- ア 本市又は隣接市町(泉佐野市、阪南市、田尻町)で震度5弱以上を観測したとき。
- イ 津波予報区「大阪府」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ウ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 風水害等

- ア 本市に特別警報が発表されたとき。
- イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき。
- ウ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する災害、又はそれに準ずる災害が発生したとき。
- エ その他市長が必要と認めたとき。

(3) 体制

本 部 長：市長

副本部長：副市長、教育長

本 部 員：行政経営部長、総務部長、~~成長戦略室長、公共施設再編室長、~~市民生活環境部長、福祉保険部長、健康子ども部長、都市整備部長、議会事務局長、教育部長、泉州南消防組合泉南消防署長

(4) 動員の配備体制

災害対策本部体制における配備要員は、あらかじめ指名する。また、市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる配備体制の整備に努める。

このとき、保健師については、平常時の分散配置の枠を外し、統括的な役割を担う保健師の指示のもと災害対応を行う活動体制に切り替える。

4 現地災害対策本部

市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合、又は発生のおそれがある場合、現地等において災害対策本部の事務の一部を行う必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長（市長）により指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

第2 防災拠点機能の確保、充実

実施担当	行政経営部：危機管理課、政策推進課 福祉保険部：長寿社会推進課 都市整備部：住宅公園課 総務部：総務課 教育部：生涯学習課
-------------	---

方針

市、府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

市は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

計画

1 防災中枢施設の整備

(1) 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時には、市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

ア 庁舎

庁舎の耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

イ 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部等の運営に支障を来さないように代替施設（泉南市立埋蔵文化財センター等）の確保に努める。

(ア) 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

(イ) 代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。

(ウ) 移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に

定めておく。

ウ 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。

エ 災害対策本部等用として、飲料水、食料、燃料等の確保に努める。

(2) その他の施設

災害対応は、市庁舎だけでなく泉南消防署、市災害医療センター(大阪府済生会新泉南病院)等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるようそれぞれの事前対策を促進する。

2 防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点並びに地区防災拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

(1) 応援部隊受入れ及び活動拠点

応援部隊を受け入れ、被災現場において災害対策活動を行うために必要な拠点。

施設名	所在地	電話	備考
・総合福祉センター ・俵池公園	樽井一丁目8-47 信達牧野1710-1	485-0707 —	広域避難場所等

(2) 備蓄拠点

食料・生活必需品等の備蓄を行うために必要な拠点。

施設名	所在地	電話	備考
・泉南中学校	樽井二丁目9-1	483-2475	

(3) 物資輸送拠点

食料・生活必需品（義援物資を含む）の受入れ、保管、配送を行うために必要な拠点。

施設名	所在地	電話	備考
・市民体育館	樽井二丁目26-1	482-1000	

(4) 地区防災拠点

災害時の初動期において、自主防災組織など地域住民が自ら応急対策活動を実施し、また平常時には、防災に関する教育、啓発、訓練等の実施による防災意識の向上やコミュニティ活動を推進するために必要な拠点。

施設名	所在地	電話	備考
・樽井防災コミュニティセンター	樽井五丁目 14-12	483-4331	指定避難所 指定緊急避難場所

3 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設を適切に管理するとともに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、効率的な運営に努める。

4 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、府内3空港に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備し、適切な管理・運営に努める。

第3 装備・資機材等の備蓄

実施担当	行政経営部：危機管理課 総務部：総務課、関係各部課 泉州南消防組合
-------------	---

方針

市及び泉州南消防組合は、二次災害の防止及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

【付表 2-1-1-3】 応急給水資機材一覧表

【付表 2-1-1-4】 府水防倉庫の水防資機材保有量一覧表

【付表 2-1-1-5】 消防資機材等一覧表

計画

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により燃料、発電機、建設機械等の資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、市、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期

待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第4 防災訓練の実施

実施担当	<p>行政経営部：危機管理課、人権推進課</p> <p>福祉保険部：長寿社会推進課、障害福祉課</p> <p>教育部：指導課、関係各部課</p> <p>泉州南消防組合、関係機関</p>
-------------	--

方針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、防災計画や防災業務計画の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的とし、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的や被害想定、使用する器材及び実施時間などを具体的に設定した上で、訓練参加者に伝えるなど実践的な内容とするとともに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて、職員災害初動マニュアルの改訂、防災組織体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

また、近隣市町との応援協力体制の確立等を目的とした広域的防災訓練の実施に努める。このとき、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。

そのほか、**新型コロナウイルス**感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

計画

1 総合防災訓練

本計画で定める被害想定を基本として、関係機関、区・自治会及び自主防災組織等の協力

を得て、下記の各種個別訓練を統合して、総合防災訓練を行う。

2 個別防災訓練

(1) 組織動員訓練

休日、夜間など、大地震が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し初動体制を確立するための訓練を実施する。

(2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信が不通となり又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

(3) 消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する。

(4) 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等住民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

(5) 避難訓練

避難の指示及び避難誘導等地域住民を安全に避難場所等へ避難させるための訓練を実施する。

(6) 施設復旧訓練

土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

(7) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水防工法、水門等の操作等について訓練する。

(8) 自主訓練の指導

自主防災組織等の住民組織の災害時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練、避難訓練等の実施について指導を行う。

3 小中学校等の防災訓練

小学校、中学校において、防災週間等を利用して防災訓練を行うものとし、市及び関係機関はこれに協力し、指導する。

(1) 地震発生の場合、冷静、沈着、迅速な動作が必要であることの意味の理解を深め、身の安全を守るために必要な動作、方法、判断基準を具体的、体験的に訓練、指導する。

(2) 訓練を通じて、防災意識・知識の向上を図る。

(3) 集団行動、協調行動を通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

(4) 障害のある児童・生徒に援助の手をさしのべることを、訓練を通じて行う。

(5) 児童・生徒の保護のため避難訓練を実施する。その際、関係機関はこれらの訓練に協力、指導する。

4 社会福祉施設・病院等の防災訓練

社会福祉施設・病院等の管理者は、収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際の訓練内容は、出火通報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等とし、市及び関係機関はこれらに協力し指導する。

5 市民の自主防災訓練への援助及び協力

市は、市民の自助・共助による防災力の向上を図るため、自主防災組織、自衛消防組織、ボランティア及び区・自治会、不特定多数の者が利用する施設の管理者等、市民が主体となって防災訓練を行う場合には、資機材の提供、関係者の派遣等援助を実施するとともに、各種防災訓練にも広く市民が参加するよう働きかける。

第5 広域防災体制の整備

実施担当	行政経営部 ：危機管理課、政策推進課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	---

方針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、平常時から大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点にたった防災体制の整備を図る。

【付表 2-1-1-6】泉南市防災協定締結一覧表

【付表 2-1-1-7】消防協定等一覧表

計画

1 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

泉州南消防組合及び府は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府が策定した緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入れ体制の整備を図る。

3 民間事業者等との災害時応援体制の整備、強化

市は、災害時等を想定し、民間事業者等との多種多様な協力体制の整備を推進するとともに、事業者に対して、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

4 自治体等からの受援計画の整備

市は、災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入れ場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備に努め、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

また、円滑な受入れ・受援のために、平常時から相互の交流に努める。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで大規模災害発生時に自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。また、市は計画の作成にあたり府の支援を受けることとする。

(2) 計画に定める主な内容

ア 組織体制の整備

イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

ウ 人的応援に係る担当部局との調整

エ 災害ボランティアの受入れ

オ 人的支援等の提供の調整

カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

キ 人的・物的資源の管理及び活用

第6 人材の育成

実施担当	行政経営部 ：危機管理課 教育部：指導課、関係各部課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員等の専門教育を強化する。また、市は、国や府等が実施する専門的な研修等を活用し、市長、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。さらに、市における研修の実施を検討する。

計画

(1) 職員・消防団員等に対する防災教育

市職員・消防団員等をはじめ関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、幹

部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員等の専門教育を強化する。

ア 教育の方法

(ア) 講習会、研修会等の実施及び参加

(イ) 見学、現地調査等の実施

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のための防災活動マニュアル等作成、周知

イ 教育の内容

(ア) 市防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

(イ) 非常参集の方法

(ウ) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性

(エ) 過去の主な被害事例

(オ) 防災知識と技術（災害時の安全確保方法、環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）

(カ) 防災関係法令の適用

(キ) 図上訓練の実施

(ク) その他必要な事項

(2) 学校教育・社会教育における防災教育

ア 学校教育・社会教育において、災害の種別、原因、実態及びその予防と対策に関する教育を行うとともに、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう定期的に避難訓練を実施する。

(ア) 初期消火方法

(イ) 避難の時期、方法及び場所

(ウ) 災害の種類、原因、実態及びその対策

(エ) その他必要な事項

イ 教科の学習内容と関連して、機会あるごとに関係機関、施設等の見学を実施し、防災体制の概要の把握を促進する。

(3) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者に対する特別講習

防火管理者には火災予防を重点とした講習会、防災管理者には減災や避難誘導、応急対策を重点とした講習会、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習などの開催及び参加促進を行う。

第7 防災に関する調査研究の推進

実施担当	行政経営部 ：危機管理課 関係各部課、関係機関
-------------	-----------------------------------

方 針

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施する。府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。また、地震活動の長期評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする

計 画

(1) 防災・減災等に関する最新知見の収集

市及び関係機関は、国、府並びに関西広域連合等が公表する最新の知見に基づいた各種計画や被害想定結果、各種ガイドラインなどに関する情報を収集し、本市の災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

(2) 情報通信技術の活用

市及び府は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を努める。

第 8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

実施担当	<u>行政経営部</u> ：危機管理課 関係各部課
------	------------------------------

方 針

市は、大規模災害時において円滑な初動対応が行われるよう自衛隊との連携強化に努める。

計 画

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請要求手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第 9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

実施担当	<u>行政経営部</u> ：危機管理課 総務部：総務課関係各部課
------	-------------------------------------

方 針

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、行政機能の継続に必要な体制を整備する。

計 画

1 BCP（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、BCP（業務継続計画）を策定し、適切に運用する。

(1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、市防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

(2) 市役所の機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

(3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

(4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 市の体制整備

(1) 被災者支援システムの導入

市は、被災者支援システムの導入に努める。

(2) 市における業務継続の体制整備

市は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 市における応援・受援の体制整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ア 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援

を最大限活かすことを目的とする。また、府は市の計画の作成を支援する。

イ 計画に定める主な内容

- (ア) 組織体制の整備
- (イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- (ウ) 人的応援に係る担当部局との調整
- (エ) 災害ボランティアの受入れ
- (オ) 人的支援等の提供の調整
- (カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- (キ) 人的・物的資源の管理及び活用

ウ 応援職員の実環境整備・装備の充実

府及び市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

(1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成

(2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

(3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

第10 事業者、ボランティアとの連携

実施担当	行政経営部：危機管理課 健康福祉部：長寿社会推進課 関係機関
-------------	--------------------------------------

方針

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、市及び関係機関は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。さらに、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業

者の管理する施設の把握に努める。

計 画

1 一般ボランティア受入れ体制の整備

市は、泉南市社会福祉協議会及び一般ボランティア関係団体と連携を図りながら、災害時の一般ボランティアの受入れ体制の整備を図る。

2 専門的なボランティア受入れ体制の整備

市は、専門的な知識及び技能を有する関係団体や各地方自治体登録の専門ボランティアなどの協力を円滑に得られるよう、必要な体制の整備を図る。

第2節 情報収集伝達体制の整備

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

実施担当	<p><u>行政経営部</u>：危機管理課、政策推進課、秘書広報課</p> <p>総務部：総務課</p> <p><u>成長戦略室</u>：ふるさと戦略課</p> <p>都市整備部：道路課、下水道課</p> <p>関係各部課、泉州南消防組合、関係機関</p>
-------------	---

方 針

市、府、泉州南消防組合及び関係機関は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報伝達が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

【資料 2-1-2-1】 泉南市防災行政無線局運用管理規程

【資料 2-1-2-2】 泉南市防災用広報システム運用要綱

【付表 2-1-2-1】 防災用広報システムの概要

【付表 2-1-2-2】 大阪地区非常通信協議会通信経路

計 画

1 防災情報システムの充実

市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、無人航空機等も利用して情報収集するほか、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。また、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の拡充を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールや緊急速報メール等を利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2 無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

- (1) 防災用広報システムの充実
- (2) 移動系携帯型、車載型無線機及び固定系無線機の見直し
- (3) 防災相互通信用無線の整備増強
- (4) 有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備
- (5) 無停電電源装置や自家発電機の整備
- (6) 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

第2 情報収集伝達体制の強化及び広報・広聴体制等の整備

実施担当	行政経営部：危機管理課、政策推進課、 秘書広報課 成長戦略室： <u>ふるさと戦略課</u> 都市整備部：道路課、下水道課 関係各部課、泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報伝達が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の強化に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

計画

1 情報収集伝達体制の整備

府、市をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

- (1) 国、公共機関、府及び市の間で情報の共有化が図られるよう、国は各機関が横断的に

共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

(2) 災害情報等の収集伝達体制は、行政経営部（危機管理課）が行うが、勤務時間外において地震が発生した場合には、災害警戒本部又は災害対策本部において情報収集伝達体制が確立するまでの期間は、泉州南消防組合が情報収集伝達体制をとる。また、泉南市防災アプリ、おおさか防災ネットによる防災情報メール配信機能等を積極的に活用し、気象・地震・津波情報等の伝達体制の強化を図るとともに、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進める

(3) 市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

(4) 府、市をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、泉南市防災アプリ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、かんさい生活情報ネットワーク、市ウェブサイト、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブサイトやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、泉南市防災アプリ、おおさか防災ネットによる防災情報メール配信機能等を積極的に活用し、気象・地震・津波情報等の伝達体制の強化を図るとともに、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進める

3 災害広報体制の整備

市及び関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制、設備の整備を図る。また、府、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

(1) 広報体制の整備

ア 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目の整理

ウ 広報文案の事前準備

(ア) 地震の情報（震度、震源、地震活動等）津波・余震・気象・海象・水位等の状況

(イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ

- (エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保

(ア) 障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(イ) 障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 災害時の広聴体制の整備

市、府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。その際、回線が輻輳し、緊急性の高い連絡が不通になることを避けるため、連絡内容から緊急性を判断し、緊急性の高さに応じた対応を取ることができるよう、判断基準の明確化や応對方針の確立に努める。

(3) 停電時の住民への情報提供

市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

4 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、府及び関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

実施担当	<u>行政経営部</u> ：危機管理課、政策推進課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	---

方針

市及び泉州南消防組合は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等に対して消防団協力事業者制度などを周知し協力を促進する。

なお、市及び府は、警察官、消防吏員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

- 【資料 2-1-3-1】 泉州南消防組合警防規程
- 【付表 2-1-3-1】 消防力現況
- 【付表 2-1-3-2】 消防署等保有車両一覧表
- 【付表 2-1-3-3】 公設消火栓・水利施設現況
- 【付表 2-1-3-4】 私設消火栓・水利施設現況
- 【付表 2-1-3-5】 消防部隊の非常時組織及び業務分掌
- 【付表 2-1-3-6】 消防分団車庫一覧表

計 画

1 総合的な消防力の強化

(1) 消防設備等の整備

市及び泉州南消防組合は、消防力の整備指針(平成26年10月31日一部改正)に基づき、消防車両や非常用電源の確保などの消防設備や通信機能の強化を図り、消防力の強化充実に努める。

(2) 消防水利の確保

市は、消防水利の基準(平成26年10月31日一部改正)に基づき、消火栓を配置する。
また、海水、河川、ため池及び農業用水路などの水利やプールの活用、飲料水兼用型耐震性防火水槽や耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

(3) 活動体制の整備

市及び泉州南消防組合は、迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化充実強化

地域に密着した消防団の活動能力の向上地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、市及び泉州南消防組合は協力して、組織の活性化に努める。体制整備や資機材の整備等に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、活動への積極的な参加、消防団協力事業者表示制度の活用促進などにより組織強化女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。

イ 消防施設、装備の強化

大規模災害に備え消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施策である消防団詰所の充実強化に努める。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、必要な資格の取得等の教育

訓練を実施する。

エ 地域との交流

地域住民と消防団員の交流等通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境つくりを進めるよう努める。

オ 津波発生時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発生時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

カ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2 広域消防応援体制の整備

市及び泉州南消防組合は、地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

3 消防の広域化及び消防・救急無線の活用

泉州南消防組合は、デジタル消防・救急無線を活用し、消火・救助・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図る。

4 連携体制の整備

市は、府、泉南警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制や輸送体制など、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。また、市は、第五管区海上保安本部と大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等により連携して消火活動を行うための体制の整備に努めるとともに、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

第4節 災害時医療体制の整備

実施担当	<u>健康子ども部</u> ：保健推進課 泉州南消防組合、関係機関
------	--------------------------------------

方針

市及び泉州南消防組合は、災害時に迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう、府及び関

係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む等が発生した場合において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るためのコーディネーター）及び災害派遣医療チーム（DMA T）災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース及び災害薬事コーディネーターの充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担う医療救護班（保健医療活動チーム）への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

【付表 2-1-4-1】 大阪府内災害医療機関一覧表

【付表 2-1-4-2】 市内医療機関一覧表

計 画

1 災害医療の基本的な考え方

災害時医療救護活動は、災害のために医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療を受けられない場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。死亡者を1人でも少なくすることを目標に、以下の点に留意し、すべての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、市、府及び関係機関は、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班等を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

(1) 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が現地の救護所において実施する。

ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

(ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、医療救護班を編成し、災害現場付近に設置する救護所（応急救護

所) で、主に搬送前の応急処置や、トリアージ(※)等を行う。

※：トリアージ：重症度、緊急度による患者の治療優先度の決定。

(イ) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所(医療救護所)で、主に、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

イ 考え方

(ア) 医療機関をできるだけ救護所と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

(イ) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた(被災地内と被災地外を含め)すべての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大で負傷者が多いときは、管内の医療機関は初期において現地医療活動を行うが、これを管外応援に切り替え、後方医療活動を優先する。

イ 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り府域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

2 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、府及び医療機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、府が定期的実施する広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の入力操作等の研修や訓練に参加する。また、市、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信手段の確立に努める。

(2) 連絡体制の整備

ア 災害時の医療機関等との連絡・調整、医療救護班の受入れ及び救護所への配置・調整等は、健康子ども部保健推進課(以下、本項において「担当課」という。)において行うものとし、情報内容、情報収集提供等の詳細は、課内であらかじめ定めておく。

イ 市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように担当課において災害医療情報連絡員を指名する。

(3) その他

ア 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

3 現地医療体制の整備

市は、保健所長を本部長とする保健所保健医療調整本部会議に参加し、管内関係機関と連携して応急対策にあたる。

(1) 医療救護班の種類と構成

市は、府及び医療機関と相互に連携して、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

ア 緊急医療班

被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で現場救急活動を行うため、災害発生直後は、急性期に活動が開始できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）、中長期的には、災害拠点病院等と調整を行い派遣要請された救急医療従事者で医療救護班を構成するものとする。

イ 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応する。

ウ 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

エ 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

(2) 医療救護班の編成基準

市は、医師会等の医療機関に協力を依頼し、医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等についてあらかじめ定めるなど、救急医療体制を整備する。

(3) 救護所の設置

市は、救護所を開設した避難所や広域避難場所を災害現場付近等に設置することとし、その運営方法等を定めておく。

(4) 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

市は、医療救護班の受入れ及び救護所への配置体制・窓口を整備する。

4 後方医療体制の整備

市及び府は、救護所や救急医療機関では対応できない重症者等を後方医療機関にて救護するための連携体制の整備を推進する。

(1) 災害医療機関の整備

ア 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び特定診療災害医療センター）の整備

府が後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点として設定している医療機関。

イ 市災害医療センター

大阪府済生会新泉南病院を泉南市災害医療センターと定め、次の活動を行う。

(7) 市の医療活動の拠点としての患者の受入れ

(4) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

ウ 災害医療協力病院

聖心会堀病院、晴心会野上病院を災害医療協力病院と定め、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対策等を盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

5 医薬品等の確保体制の整備

市及び府は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、泉南薬剤師会等の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、府と協力して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、泉南薬剤師会、医療機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での備蓄

イ 卸業者による流通備蓄

ウ 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

6 患者等搬送体制の確立

市及び泉州南消防組合は、府と協力して災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は、泉州南消防組合及び府と協力して特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を

確立する。

(2) 医療救護班の搬送

市は、府及び医療機関と協力し、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

7 個別疾病対策

市は、府とともに専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

併せて、府と日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。

8 関係機関協力体制の確立

市は、府とともに泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を確立する。

9 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。また、府は、基幹災害拠点病院等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成・技能向上や災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市は、府及び災害医療機関等と協力して、地域の関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制等の整備

実施担当	都市整備部：道路課 <u>行政経営部</u> ：危機管理課、政策推進課 総務部：総務課 関係各部課、関係機関
-------------	---

方 針

市及び関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

【付表 2-1-5-1】 緊急交通路一覧表

【付表 2-1-5-2】 市保有車両一覧表

計 画

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

市及び府は、泉南警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として、府は広域緊急交通路、市は地域緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路

(ロ) 各府民センタービル、市庁舎、市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

(ハ) 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所等との連絡を確保する道路

(2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時から管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

また、地震が発生した場合、速やかに被害調査を行うとともに、応急対策活動に必要な道路を緊急に確保することができるよう、あらかじめ次のことを行っておく。

ア 災害危険箇所の緊急調査の担当者を定めておく。

イ 勤務時間内に地震が発生した場合、又は勤務時間外に地震が発生した場合のそれぞれ

について、次のことを定めておく。

(ア) 各職員の役割と自主参集場所

(イ) 本部長その他の指示の有無に関わらず緊急出動を行う職員と待機する職員のそれぞれの任務、体制等

(ウ) 緊急出動を行った場合の職員との連絡、指示のあり方

(エ) 大規模震災の場合の応援の求め方

ウ 道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等、体制の整備に努める。

(4) 緊急交通路の周知

市は、泉南警察署及び道路管理者とともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届出確認標章等の交付

市は、災害時において緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、大阪府公安委員会（泉南警察署）に、緊急通行車両であることの確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。また、府は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるよう、周知及び普及を図るものとする。

(6) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

2 航空輸送体制の整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等を円滑に行うため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行い、府に報告する。

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートとして市青少年運動公園（鳴滝グラウンド）、市民の里及び大阪府南部広域防災拠点を選定している。

(1) 災害時用臨時ヘリポートの選定

ア 選定基準

(ア) 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）

(イ) 地面斜度6度以内のこと。

(ウ) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

a 大型ヘリコプター …… 100m四方の地積

b 中型ヘリコプター …… 50m四方の地積

- c 小型ヘリコプター …… 30m四方の地積
- (e) 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- (f) 離発着時、周辺に障害物がないこと。
- (g) 車両等の進入路があること。
- (k) 林野火災における空中消火基地の場合
 - a 水利、水源に近いこと。
 - b 複数駐機が可能なこと。
 - c 補給基地が設けられること。
 - d 気流が安定していること。
- イ 選定場所

番 号	②	②	②
名 称	市青少年運動広場 (鳴滝グラウンド)	市民の里	大阪南部広域防災拠点
所在地	泉南市樽井8丁目2280	泉南市信達市場 2464-1	泉南市りんくう南浜2-14
最大長・ 最大幅	130m・70m	90m・40m	87m・55m

(2) 府への報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、又は報告事項を変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、府に次の事項を報告する。

- ア ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物の状況
- カ 離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理等

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

(4) ヘリサインの整備

市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁

港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

4 輸送手段の確保

市及び関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手順を整備する。

(1) 車両、航空機、船舶等の把握

市及び関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の数量の把握に努めるとともに、運用方法等必要な事項をあらかじめ計画する。

(2) 調達体制の整備

市は、自ら保有する車両等の配備及び運用計画をあらかじめ定めるとともに努める。

また、災害応急対策に使用する車両（指定行政機関等を含む）で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し緊急通行車両事前確認届出を行うなど、民間事業者との連携等、輸送手段の確保に努める。また、市は、災害時において緊急通行車両として使用する計画のある車両について、あらかじめ輸送協定等を締結し緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

5 交通規制体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制の整備

実施担当	<p>行政経営部：危機管理課、政策推進課</p> <p>都市整備部：道路課、住宅公園課、都市政策課</p> <p>福祉保険部：長寿社会推進課、障害福祉課、生活福祉課</p> <p>健康子ども部：保育子ども課</p> <p>教育部：教育総務課、生涯学習課、人権国際教育課</p> <p>総務部：税務課</p> <p>関係各部課、泉州南消防組合、関係機関</p>
-------------	---

方 針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、災害時に住民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難地、避難路及び避難所を選定し市民に周知を図るとともに、避難収容体制の整備に努める。

【付表 2-1-6-1】 一時避難場所一覧表

【付表 2-1-6-2】 広域避難場所一覧表

【付表 2-1-6-3】 指定緊急避難場所一覧表

【付表 2-1-6-4】 指定避難所一覧表

【付表 2-1-6-5】 準指定避難所一覧表

【付表 2-1-6-6】 津波避難ビル（津波時避難施設）一覧表

【付表 2-1-6-7】 福祉避難所一覧表 【付表 2-1-6-8】 避難路一覧表

計 画

1 避難場所、避難所の定義

(1) 避難場所

ア 一時避難場所

地震などの大きな災害の発生時において、災害から身を守るために一時的に避難する場所を一時避難場所という。市では、公園等を一時避難場所に位置付けており、住民が広域避難場所、避難所へ移動する中継地点となる場所である。災害発生時には、広域避難場所、避難所へと避難することにより、避難行動時における安全確保及び効率的な安否確認が可能となる。

イ 広域避難場所

広域避難場所は、地震などの大きな災害時に大人数が避難するために市が指定した場所をいう。大地震などでは、延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために十分に必要な広さを有するオープンスペースを指定している。

ウ 指定緊急避難場所

洪水やがけ崩れ、土石流、高潮、津波、地すべり等災害種別ごとの異常な現象に備え、災害が想定されない安全区域内に立地するオープンスペースや施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設を指定している。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 避難所

避難所は、災害時に居住する地域や住民等が安全に回復又は確保されるまでの間、応急的

に生活するために市が指定した場所をいう。

本市では、学校、公民館、集会場及びその他公共施設等、一定の居住空間が確保できる施設を指定している。避難生活が一定の期間に及ぶ災害時には、飲料水、食料、生活必需品等が配備される。

2 避難場所、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定する。

(1) 火災時の避難場所及び避難路の指定

ア 一時避難場所

火災発生時に市民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

イ 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

(ア) 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として指定できる。

(イ) 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。

(防災公園計画・設計ガイドラインに基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること)

(ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(ア)又は(イ)に該当するものを除く）

ウ 避難路

広域避難場所に通じる次のような道路を避難路として指定する。

(ア) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には幅員10m以上の道路）又は幅員10m以上の緑道

(イ) 落下物、建物倒壊等によって道路が閉塞しないなど、避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易なこと。

(ウ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（(ア)に該当するものを除く。）

(2) その他の避難場所及び避難路の選定

洪水やがけ崩れ、土石流、高潮、津波、地すべり等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用してどの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市及び府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知

に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

また、上記によらず、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等の活用やわかりやすい案内板を設置するなど、日頃から周知に努める。

ア 一時・広域避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

イ 指定緊急避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地又は避難者1人当たり概ね2㎡以上を確保できる施設

ウ 津波避難ビル（津波時避難施設）

津波から命を守るためには、可能な限り高いところへ避難することが原則である。しかし、津波到達までの間に何らかの事情により避難が困難となった場合の一時的・緊急的な避難施設として、津波避難ビルを指定する。なお、津波避難ビルは原則として以下に示す基準を備えているものとする。

(ア) 耐震性が確保されており、原則として3階以上のRC造又はSRC造の建物であること。ただし、津波浸水想定状況等によってはその他の構造を指定する場合もある。

(イ) 避難場所の表示があり、入口等が明確であること。

エ 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

3 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

(1) 一時避難場所

ア 避難場所標識等による住民への周知

イ 周辺の緑化の促進

ウ 複数の進入口の整備

(2) 広域避難場所

ア 避難場所標識の設置

イ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

ウ 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

エ 複数の進入口の整備

(3) 避難路

ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ 落下・倒壊物対策の推進

- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置等

4 指定避難所等の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、~~新型コロナウイルス感染症を含む~~感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。府は、市町村が指定避難所等を確保するための必要な支援に努める。さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所の指定

指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

イ 指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。
なお、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。

オ 保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、市の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

カ 関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に配慮した施設整備等

ア 整備基準

市は、人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、災害発生時に要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図るよう努める。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

(ア) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉まちづくり条例や福祉のまちづくり条例、その

他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた基づいた整備・改善に努める。

(イ) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉的仕様トイレを設置するよう努める。

(ウ) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（飲料水・食料・物資の受取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

(エ) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく供することができるよう管理体制を整える。

イ 福祉避難所の選定

市は、社会福祉施設等の協力を得て、施設がバリアフリー化されていること、相談・介護など必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して生活ができる体制を整備した施設を福祉避難所として指定するよう努める。

(3) 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、「避難所運営マニュアル」の適切な運用及び府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえ、避難所の管理運営マニュアルを作成・見直すなど、その管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 区・自治会及び自主防災組織、施設管理者との協力体制

5 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

6 避難者の状況把握に向けた準備

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況

把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

7 在宅避難等

(1) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(2) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えてあらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

8 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

(1) 避難情報に関するマニュアルの作成

ア 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定)に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。

イ 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

ウ 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

エ 市は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対するマニュアルを作成する。

オ 府は、市がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

(2) 住民への周知・意識啓発

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人家、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身

の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※1 ・高潮警報・高潮特別

			警報
警戒レベル5	命の危険直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害)) ※2 ・(大雨特別警報(土砂災害)) ※2 ・高潮氾濫発生情報

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市長が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1の土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)については、令和3年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年出水期においては、従前より用いている「非常に危険(うす紫)」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報(土砂災害)が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注6 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報(浸水害)及び大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注7 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と定めた。

7 避難誘導體制の整備

(1) 市

ア 市は、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容を住民等に周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 地域性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう、区・自治会及び自主防災組織など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

ウ 平常時から民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している避難行動要支援者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分注意しつつ把握に努める。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、幼稚園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、誘導體制を整備する。また、学校や幼稚園等は、災害発生時における避難誘導の要領・措置や、保護者との間で児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールなどをあらかじめ定める。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅及びその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。また、市及び府は、施設の管理者等に対して、避難誘導計画の作成を促進する。

8 広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大阪府大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や、避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

特に福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととなるため、市は広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。なお、他府県等からの広域避難者を受入れる施設は、下記のとおりとする。

施設名	所在地	電話	備考
市民体育館	樽井 2-26-1	072-482-1000	

9 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、応急危険度判定の判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入体制の整備など実施体制の整備に努めるとともに、府及び建築関係団体との連携のもとに、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定制度の整備

市は府と協力し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進するとともに、判定士の受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

10 応急仮設住宅等の事前準備

市は、下記のとおり応急仮設住宅建設の建設候補地を選定する。

施設名	所在地	面積	建設可能戸数	必要面積
りんくう南浜公園	泉南市りんくう南浜 5-8	1.5ha	200戸	0.13ha

必要面積：府が行った地震被害想定調査により算出されたもの

11 斜面判定制度等の整備

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

12 罹災証明書の発行体制の整備

※罹災証明書：被災者支援を円滑に行うため災害対策基本法第90条の2に基づき発行するもので、住家被害の程度を証明し、被災者支援措置制度等の適用に活用する。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等を行い、市はその研修に積極的に参加することにより、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

なお、火災に起因する罹災証明書の交付については、泉州南消防組合において必要な業務の実施体制の整備に努める。市は、災害時に専門的な知識や経験を有する民間団体等の協力が得られるよう協定の締結などにより連携強化に努める。

第7節 緊急物資確保体制の整備

実施担当	<p><u>行政経営部</u>：危機管理課</p> <p><u>成長戦略室</u>：ふるさと戦略課</p> <p>福祉保険部：長寿社会推進課、障害福祉課</p> <p>市民生活環境部：環境整備課、市民課</p>
-------------	---

方針

市及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水及び流失等により、飲料水や食料・生活必需品の確保が困難な市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、緊急物資の備蓄を行うにあたって、大規模災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。物資の特性に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、市は、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

- 【付表 2-1-7-1】 給水搬送拠点一覧表
- 【付表 2-1-7-2】 水道あんしん給水栓一覧表〔泉南市内〕
- 【付表 2-1-7-3】 物資集積地の概要
- 【付表 2-1-7-4】 府災害用備蓄物資一覧表
- 【付表 2-1-7-5】 府内の食料及び生活必需品等調達取扱業者一覧表

計画

1 給水体制の整備

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁の整備、既存貯水施設等の保全・充実・整備）

なお、給水拠点は、原則として指定避難所として開設した市立中学校とし、被害の状況に応じてその他の指定避難所等にも増設する

(2) 非常用給水袋等の備蓄、非常用浄水器・飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
(3) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制整備

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

市、府及び大阪広域水道企業団は互いに協力して、迅速かつ的確な給水活動のために必要な情報を収集し、総合調整及び指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

(6) 井戸水による生活水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を促進するなど、生活水の確保に努める。

2 食料・生活必需品の確保

市、府及び関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

(1) 重要物資の備蓄

災害発生後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定に基づき算定された備蓄目標量の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

ア 食糧

市及び府は、避難所避難者数×3食×1.2をそれぞれ備蓄する。

※1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。

イ 高齢者用食

市及び府は、上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食として、それぞれ備蓄する。

ウ 粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）

【粉ミルク】

市及び府は、避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）をそれぞれ備蓄する。

【液体ミルク】

市及び府は、避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）をそれぞれ備蓄する。

エ ほ乳瓶

市及び府は、避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本/人をそれぞれ備蓄し、府の備蓄分は予備分とする。

※「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする

オ 毛布

市及び府は、避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人をそれぞれ備蓄する。

カ 乳児・小児用おむつ

市及び府は、避難所避難者数×2.5% (0~2 歳人口比率) ×8 枚/人/日をそれぞれ備蓄する。

キ 大人用おむつ

市及び府は、避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日をそれぞれ備蓄する。

ク 簡易トイレ

市及び府は、避難所避難者数×0.01 をそれぞれ備蓄する。

※避難所避難者 100 人に 1 基、市はBOX型 (マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。

ケ 生理用品

市及び府は、以下の算定から導かれる量をそれぞれ備蓄する。

(直下型地震による) 避難所避難者数×48% (12~51 歳人口比率) ×52% (12~51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×48% (12~51 歳人口比率) ×52% (12~51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方

コ トイレットペーパー

市及び府は、以下の算定から導かれる量をそれぞれ備蓄する。

(直下型地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方

サ マスク

市及び府は、以下の算定から導かれる量をそれぞれ備蓄する。

(直下型地震による) 避難所避難者数と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア 精米、即席麺などの主食

イ ボトル水・缶詰水等の飲料水

ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食

ウ 被服 (肌着等)

オ 炊事道具・食器類 (鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等)

カ 光熱用品 (LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

キ 日用品 (石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)

ク 医薬品等 (常備薬、救急セット、消毒液)

ケ ブルーシート、土のう袋

コ 仮設風呂・仮設シャワー

サ 簡易ベッド、間仕切り等

シ 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）

ス 棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。また、必要に応じて府、近隣市町村、または民間事業者で共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。合わせて、市は、平時より住民への効率的な供給体制を検討する。

ア できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

イ 備蓄物資の点検及び更新

ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施

エ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）

オ 民間事業者との協定内容に基づく物資等の確保

カ 拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

キ 住家補修資機材や消毒薬の配布における、配布方法と被害状況確認の簡素化

~~ク 新型コロナウイルスに感染した自宅避難者への郵便事業者等と連携した食糧等の供給体制の確保~~

第8節 ライフライン確保体制の整備

実施担当	都市整備部：下水道課 関係機関
------	--------------------

方針

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、ライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。特に救急医療機関等の命に関わる施設や防災拠点、避難所など防災上の重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

計画

1 上水道（大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。

イ 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

ウ 関係協力団体との協力体制を整備する。

エ 応急復旧活動マニュアル等を作成する。

オ 管路図等の管理体制を整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

(3) 防災訓練の実施等

情報収集連絡体制及び市・府・関連機関との協力体制・応援受援体制の充実強化、応急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。

(4) 相互応援体制の整備

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示及び支援を行うために市、府及び大阪広域水道企業団は互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。また、都道府県域を超えた広域的相互応援体制を整備する。

2 下水道（市、府）

市及び府は、災害時における被害の拡散防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。また、資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市・府間の協力応援体制を整備する。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため

に、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- イ 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- ウ 対策要員の動員体制を整備する。
- エ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- オ 平時から防災会議へ参加し災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- カ 関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- イ 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- オ 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震を想定した各種訓練を計画的に実施する。

- ア 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- イ 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- ウ 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動、並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- ア 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、全国融通電力需給契約及び二社間融通電力需給契約に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

イ 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

(ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

(イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

ウ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

エ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

オ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

カ ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

キ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

ク 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

ケ 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。

(ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。

(イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。

ウ 消火・防火設備の整備充実に努める。

エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

オ 適切な導管材料の備蓄に努める。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5 LPガス（一般社団法人大阪府LPガス協会）

災害時における被害の拡散防止、LPガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行う

ために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

感震遮断機能付きマイコンメーター並びに耐震手動ガス遮断装置の設置を推進するなど、緊急時ガス供給停止システムを強化する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。

ウ 消火・防火設備の整備充実に努める。

エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

L P ガス災害対策マニュアル（案）（経済産業省・平成 25 年 3 月）などを踏まえ、単独復旧が困難な場合に備え相互応援体制を整備する。

6 電気通信（NTT西日本電信電話株式会社等（NTT西日本株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行

い非常事態に備える。

オ 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服及び生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (ア) 災害予報及び警報の伝達
- (イ) 非常招集
- (ウ) 災害時における通信疎通確保
- (エ) 各種災害対策機器の操作
- (オ) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (カ) 消防及び水防
- (キ) 避難及び救護

イ 国、府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力すること、平常時から連携体制を構築する。

(4) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、燃料、水道及び輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 災害発生時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

7 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

(1) 市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報を行う。

(2) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社、一般社団法人大阪府LPガス協会は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報を行う。

(3) NTT西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広

報を行う。

8 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとし、なお、市は、事前伐採等の実施にあたり、協力を努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

実施担当	市民生活環境部：産業振興課 都市整備部：道路課 関係機関
-------------	------------------------------------

方針

鉄軌道、道路、港湾、漁港及び空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

計画

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

国は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。道路管理者は、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

3 漁港施設（市、府）

漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

4 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社）

空港管理者は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

実施担当	福祉保険部：生活福祉課、長寿社会推進課、障害福祉課 健康子ども部：保健推進課、保育子ども課、家庭支援課 <u>行政経営部</u> ：危機管理課、政策推進課 関係機関
-------------	---

方針

市は、関係機関と連携して災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

計画

1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等個別避難計画の作成支援等

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導等を円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。

府は、市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災

害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。市は、派遣に際しての受入れ体制の整備に努める。

(3) 難病患者等への支援体制の構築

府及び市は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。

(4) 避難行動要支援者に対する支援体制整備-避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

府が示した避難行動要支援者支援プラン作成指針に基づき、市は避難行動要支援者支援プラン市は地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応措置について定める。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携のもと、避難支援体制の全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、要配慮者のうち、災害時に自から避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者の避難支援を進めるため、原則として在宅の次の者について、関係課が保有する氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項を収集し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿については、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 介護保険制度による要介護区分状態が要介護 3～5 の認定を受けた者

(イ) 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持する者

(ロ) 療育手帳 A を所持する者

(ハ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者

(ニ) 75 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の者

(カ) (ア)～(オ)以外で支援を要する者

イ 避難行動要支援者名簿情報の提供

市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等に携わる泉州南消防組合、泉南警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自治会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者名簿に記載される本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報の提供を行う。なお、名簿情報の提供に際しては、提供を受ける関係団体に対し、漏えいの防止について、必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

ウ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得るとともに、地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者の対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等支援者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

オ 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

カ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な配慮をする。

キ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ク 気象庁は市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

(5) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

(6) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(7) 福祉避難所における体制整備

市は、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(8) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(9) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

(10) 社会福祉施設等における対策

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施に努める。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

(11) 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

2 外国人に対する支援体制の整備

(1) 関係機関との連携

市は府、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、泉南市観光協会、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

(2) 情報発信等による支援

ア 府内在住の外国人に対する支援

- ・市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。
- ・市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

イ 来阪外国人旅行者に対する支援

- ・市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。
- ・市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ・市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(3) 避難所における支援

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

3 その他の要配慮者に対する配慮

市及び府は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

実施担当	行政経営部 ：危機管理課、政策推進課 関係機関
-------------	-----------------------------------

方針

市は、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者に対して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の

広報等を行う。事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

これらの帰宅困難者に対する情報提供や徒歩帰宅者の支援等について、府及び事業者等と連携を図りながら対策推進に努める。合わせて、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

また、市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る。なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

計 画

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員や施設利用者等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 事業者等内に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) 大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等
- (7) これらを確認するための訓練の実施

2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、鉄道事業者を中心とした対策協議会等の設置に努め、平常時から各種ハザードマップの提供や訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

なお、南海電鉄樽井駅及び岡田浦駅は津波避難対象区域内であるため、大津波警報など、津波による危険性を覚知したときは、府道堺阪南線方面へ迅速な避難誘導が行われるよう連携を強化する。

3 徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、

帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第2章 災害に即応できるひとや地域づくり

第1節 防災意識の高揚

実施担当	<u>行政経営部</u> ：危機管理課 福祉保険部：長寿社会推進課、障害福祉課 健康子ども部：保育子ども課、家庭支援課 教育部：指導課、関係各部課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

泉南市、大阪府、泉州南消防組合及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

計画

1 防災知識の普及啓発等

市は、府及び関係機関と連携し、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、

様々な災害等の知識

- (ア) 災害の態様や危険
- (イ) 各関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険場所
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (カ) 地域社会への貢献
- (キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識

イ 災害への備え

- (ア) 1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品）の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋、施設、塀及び擁壁の予防安全対策

(カ) 消火器、感震ブレイカーの設置

- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）及び家族との連絡体制等連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
- (ク) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ケ) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- (コ) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- (ク) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動

(シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

- (キ) 避難行動要支援者への支援
- (ク) 初期消火、救出救護活動
- (ケ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (コ) 避難生活に関する知識（感染症や熱中症、エコノミー症候群等の予防や健康維持、食物アレルギー対策など）
- (ク) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (セ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ソ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

(タ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動

(2) 普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ウェブサイト（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

イ 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ウ 防災教育啓発施設等の活用

市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災教育啓発施設（防災資料館、疑似体験施設等）などに関する情報収集・提供の推進を図る。

2 防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。保育所、幼稚園及び小・中学校(以下「学校等」という)は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、就学前から発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害等についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、DVDの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- カ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

市は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

学校における防災教育の手引きなどを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校等は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校等は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

3 消防団等による防災教育

市及び府は、消防団が泉州南消防組合と連携を図りつつ、学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

4 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。とともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

第2節 自主防災体制の整備

実施担当	行政経営部 ：危機管理課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	-------------------------------------

方針

市及び泉州南消防組合は、住民による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上に努める。

【資料 地区防災計画】 樽井地区防災計画、ルナりんくう地区防災計画

【付表 2-2-2-1】 自主防災組織の概要

計画

1 地区防災計画の策定

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができ、その策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

また、市防災会議は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業者を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。市は、地区防災計画の役割を周知するとともに、必要に応じて、府の支援を受けて取組を推進する。

2 自主防災組織の育成

市は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、自主防災組織の結成及び育成、消防団と自主防災組織との連携を通して地域コミュニティによる防災体制の充実を図る。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代や女性等が参画できるような環境の整備などにより、自主防災組織の日常化及び訓練を促進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時の活動

(イ) 防災に対する心構えの普及啓発（広報紙掲載、講習会の開催など）

(ロ) 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）

- (ウ) 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- (オ) 復旧・復興に関する知識の習得
- イ 災害時の活動
- (ア) 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- (イ) 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の住民への周知など）
- (オ) 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- (カ) 避難所の自主的運営

(2) 育成方法

市は、地域の実情に応じて次に掲げる事項の推進により自主防災組織の結成・育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

(3) 自主防災組織連絡協議会

市は、自主防災組織連絡協議会の支援を行い、組織間における情報交換等を通じて連携を深め、地域防災力の強化に努める。

(4) 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、区・自治会及び自主防犯組織等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3 事業者による自主防災体制の整備

市及び府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

(1) 啓発の内容

- ア 平常時の活動
- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (イ) 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備な

ど)

(ウ) 災害発生への備え(飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)

(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など)

(オ) 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、区・自治会及び自主防災組織の協力など)

(カ) 事業継続計画(BCP)の策定

イ 災害時の活動

(ア) 避難誘導(安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助、帰宅困難者の誘導など)

(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

(ウ) 初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)

(エ) 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知など)

(オ) 地域活動への貢献(地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など)

(2) 啓発の方法

市及び泉州南消防組合は、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

ア 広報紙などを活用した啓発

イ 自衛消防組織の育成(養成講習会等の開催)

ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

4 救助活動の支援

市及び泉州南消防組合は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材の整備に努める。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

実施担当	福祉保険部：長寿社会推進課 関係機関
------	-----------------------

方針

市及び泉南市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、**災害**中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。**加えて災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、市**

は地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

計 画

1 受入窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口として、泉南市社会福祉協議会と連携し、情報交換等活動の拠点を斡旋若しくは提供できるように努める。

2 事前登録

市は、泉南市社会福祉協議会と連携し、泉南市ボランティアセンター（総合福祉センター内に設置）の活用により、できる限りボランティアの組織化を図り、ボランティア登録制度の促進に努める。

【付表 2-1-7-1】災害時ボランティア活動拠点

3 人材の育成

市は、府、日本赤十字社及び泉南市社会福祉協議会と連携して、次のとおりボランティアに対する人材育成のための啓発・研修を実施する。

- ア ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成
- イ 災害時のボランティア活動に対する研修
- ウ 市・府及び関係機関等が行う防災訓練への参加促進

4 受入れ及び活動拠点の整備

市は、避難所等の応急対策現場でのボランティア需要を的確に把握できるよう泉南市ボランティアセンターとの連携により、活動拠点を斡旋若しくは提供できるようにに努める。男女双方の視点を考慮しつつあらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市防災計画に明記する、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

実施担当	行政経営部 ：危機管理課 泉州南消防組合
-------------	--------------------------------

方針

市及び泉州南消防組合は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

市及び府は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

なお、市は、泉南市商工会等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

計画

1 事業継続計画（BCP）等の策定促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、事業者は、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、事業所の耐震化・耐浪化、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、企業防災に努める。

2 協定等の締結促進

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

3 事業者の安全確保

事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。豪雨や暴風な

どで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

4 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災機能の強化

実施担当	都市整備部：住宅公園課、道路課、都市政策課、下水道課 市民生活環境部：産業振興課 教育部：生涯学習課 行政経営部：危機管理課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	---

方針

泉南市、大阪府、泉州南消防組合及び関係機関は、災害に強い都市基盤を形成するため、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物及び施設の耐震対策等、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、災害に強い都市づくりガイドラインを活用し、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努める。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。市は、これらの取組みについて、府の支援を受けながら、都市基盤の整備や都市防災対策まちづくりにおける安全性の確保等の促進に努める。

また、市は、災害危険度判定調査の実施及び住民公表に努めるとともに、大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、防災都市づくり計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

- 【付表 2-3-1-1】 各種指定区域等の状況
- 【付表 2-3-1-2】 公園施設の状況
- 【付表 2-3-1-3】 道路橋りょう等の状況
- 【付表 2-3-1-4】 高層建築物の現況
- 【付表 2-3-1-5】 文化財一覧表

計 画

第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的な整備に努める。

また、市及び府は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園の整備

市街地のオープンスペースは、避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有することから、都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、防災公園計画・設計ガイドライン（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、大阪府防災公園整備指針（大阪府土木部発行）及び大阪府防災公園施設整備マニュアル（大阪府土木部公園課）を参考にする。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域避難場所として、概ね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の用に供する土地と一体となって、面積 10ha 以上となるものを含む。）の整備に努める。

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する面積 1 ha 以上の都市公園の整備に努める。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）の整備に努める。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園等の整備に努める。

2 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、狭隘な既設道路の幅員の拡大等に努め、道路の多重ネットワークの形成を図る。

(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員 16m以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道の整備に努める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化の促進に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

5 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市は府とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

6 所有者不明土地の活用

市及び府は所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能を整備するよう努める。

(1) 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置

(2) 河川における防災機能の強化

ア 河川防災ステーション・船着場の整備促進

イ 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

(3) 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

(4) 臨海部における防災機能の強化

ア 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進

イ 緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備促進

(5) ため池等農業水利施設の防災機能の強化

ア ため池耐震対策の推進

イ 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用

第3 密集市街地等の整備

市及び関係機関は、狭隘な道路によって街区が形成されている防災上危険な木造密集市街地等においては、日常的にも安全・快適なまちとなるよう地区の特性を踏まえ、道路、公園

等の公共施設と建物や宅地を一体的抜本的に整備する面的市街地整備手法を活用して、より安全で質の高い都市環境の整備を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化、防災空間の確保等により、災害に強いまちづくりの実現に努める。

1 木造密集市街地等の整備促進

防災性向上を図るべき木造密集市街地等において、木造密集市街地における防災性向上ガイドライン等を踏まえ、規制・誘導施策や防災・減災に関する事業等を推進し、住宅及び住環境や都市基盤施設の総合的整備の促進を図る。

2 防火・準防火地域等の指定

(1) 防火地域の指定は、原則として商業地域に行うほか、幹線道路沿いで土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域について指定する。また、準防火地域は、市街化区域の内、建蔽率が60%以上の区域について指定を行う。

(2) 防火・準防火地域以外の市街地については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条区域の指定により、建築物の屋根を不燃材料で造るなど、建築物の不燃化を図る。

3 耐震改修促進の強化

密集市街地等における地域への働きかけの強化に努め、負担の少ない改修を促進する。

4 延焼遮断帯の整備

延焼遮断帯の核となる広幅員の道路について密集市街地対策として整備を早期化、遮断効果の先行的な確保を図る。

5 防災都市づくり計画

大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、本市においては都市計画マスタープランや防災都市づくり計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第4 建築物の安全性に関する指導等

市は府と連携し、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等のバリアフリー化など福祉的整備を促進する。

市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(1) 大阪府建築基準法施行条例(昭和25年大阪府条例第83号)による、避難規定等の適用

(2) 定期報告制度(建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告)及び高層建

建築物等の防災計画書作成指導)の推進

- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 液状化対策の啓発

第5 文化財

市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア 初期消火と自衛組織の確立
 - イ 関係機関との連携
 - ウ 地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア 消防用設備等の設置促進
 - イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6 ライフライン等の災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 受水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 災害医療機関・給水拠点となる公共施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道（市、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。
- (3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システム等の導入に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 LPガス（一般社団法人大阪府LPガス協会）

災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した設置を行うとともに、定期点検等の実施、防災訓練の実施等により災害予防対策に努める。

6 電気通信（NTT西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

オ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、市の庁舎等その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第2節 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

実施担当	市民生活環境部：環境整備課、清掃課 関係機関
-------------	---------------------------

方針

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

【付表 2-3-2-1】 市内ごみ処理施設一覧表

【付表 2-3-2-2】 市内し尿処理施設一覧表

計画

1 し尿処理

- (1) 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行う。
- (3) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援協定団体との緊密な連携と情報交換に努める。
- (6) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行う。
- (3) 市は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、あらかじめ一時保管場所仮置場等の候補地を検討しておく。また、一時保管場所仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

- (1) 市は、「泉南市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、あらかじめ仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制及び最終処分までの処理ルートの指定、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について検討し、整備に努める。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waster-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(4) 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 市は、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

第3節 地震災害予防対策の推進

実施担当	都市整備部：都市政策課、道路課、住宅公園課 <u>行政経営部</u> ：危機管理課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

大規模地震は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。市は、泉州南消防組合など関係機関との連携のもと地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化、不燃化の推進、安全性の指導など、より一層の地震防災対策を推進する。

計画

第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

府は、平成18年度及び平成25年度に行った大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・物的被害）を10年間（平成27～令和6年度）で9割減させることなどを目標とする大阪府地震防災アクションプラン（平成27年3月策定）を定め、これに基づき、地震防災対策を推進している。なお、能登半島地震の被災地支援での課題等を踏まえ、取組期間を2年間延長し、地震防災対策の更なる推進を図る。

市は、府と連携のもと本プランに基づき防災対策の推進を図る。

1 新・大阪府地震防災アクションプランの概要

(1) 方針

取組期間を2015年度（平成27年度）から2024年度までの10年間とし、発災による死者（犠牲者）数を限りなくゼロに近づけるとともに、その建物被害や経済的被害についても最小限に抑えることを究極の目標とする。

(2) 被害軽減目標

ア 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、取組期間中の「人的被害（死者数）9割減」をめざしつつ、迅速かつ安全に避難する「逃げる」取組の推進により、「人的

被害（死者数）を限りなくゼロ」に近付ける。

イ ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、「経済被害（被害額）5割減」をめざす。

2 建築物の耐震対策の促進

市は、府との連携のもと、「住宅・建築物耐震10ヵ年戦略大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び必要な耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図るとともに、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、泉南市住宅・建築物耐震改修促進計画の見直しを進め、地域特性に応じた施策の展開や計画的な既存建築物の耐震対策等を促進する。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策等を適切に実施する。

(1) 公共建築物

ア 市は、公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

イ 市は、公営住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。

ウ 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

エ 市は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図る。

オ 市又は府は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物

ア 住民及び建物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。市は府と連携し、きめ細かな地域密着型の啓発活動を行うとともに、区・自治会等、登録事業者、行政が一体となって、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

イ 所管行政庁は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。

また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理を行う。

ウ 市は府と連携を図り、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞

することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化を促進するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

エ 市は府と連携して、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

オ 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

第2 土木構造物の耐震対策等の推進

市、府をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動を考慮の対象とする。

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。

(2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に、災害時に重要な役割を果たす緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を推進する。

4 河川施設

河川管理者は、河川堤防及び河川構造物の耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5 土砂災害防止施設

府は、砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策を実施する。

6 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

府は、市及びため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、施設管理者は、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、地震防災対策特別措置法に定める第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、府と連携して事業の推進を図る。

1 対象地区

市域全域

2 計画期間

令和3年度から令和7年度

3 計画対象事業

地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設、又はヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (11) (7)～(10) までの掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの。
- (12) 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの。
- (14) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19) に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの。

第4節 津波災害予防対策の推進

実施担当	<p>行政経営部：危機管理課、政策推進課</p> <p>都市整備部：道路課、住宅公園課、都市政策課、下水道課</p> <p>市民生活環境部：産業振興課</p> <p>関係機関</p>
-------------	---

方針

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで次の2つのレベルの津波に分けて対策を講じることとしている。

レベル1（最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）の比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

レベル2（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波最大クラスの津波）の津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民

等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビル等や避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備など総合的な対策を講じる。

市は、府及び関係機関と連携を図り津波に対する早期警戒や避難体制の整備等津波対策の推進に努める。

計 画

1 ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりの推進

(1) 推進計画の作成等

ア 市

(ア) 市は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

(イ) 市は、津波によって浸水が予想される地域について、府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示（緊急）の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

(ウ) 市は、関係機関と連携し、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定める。

イ 道路管理者

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることの啓発等を行う。

ウ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波の被害想定結果を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

2 津波から逃げるための総合的な対策

市は、府との連携のもと災害発生時に、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から逃げるための対策を総合的に取り組む。

(1) 津波に対する知識の普及・啓発

ア 津波に対する基本的事項

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること。

(イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること。

(ロ) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。

(ハ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ニ) 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと。

(ホ) 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること。

(ヘ) 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること。

(ト) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震（遠地津波、火山噴火等による津波）の発生の可能性があること。

(チ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急、指定避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること。

イ 教育機関における防災教育

学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

ウ 住民等への普及・啓発

(ア) 市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民や事業者等に対し周知する。

(イ) 市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。

(ロ) 市は、府と連携して、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路などを適切に掲示するなど、住民等が常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組を行う。

(ハ) 市は、住民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

エ 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、府と連携して南海トラフ巨大地震対策の実施を図る上での相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。

(2) 津波避難対策等

ア 津波避難計画の周知

市は、津波からの避難や避難誘導に関する初動体制、海岸等利用者における避難対策、避難行動要支援者を保護するための対策、津波に関する啓発等を取りまとめた津波避難計画を住民に周知する。

イ 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設及び商業施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導に必要な体制の整備に努める。学校等においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校等ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

(3) 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市及び府をはじめ関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

〔内容〕

ア 津波警報等の情報収集伝達訓練

イ 参集訓練及び本部運営訓練

ウ 水門等の操作訓練

エ 救出・救助訓練

オ 医療救護訓練

カ 住民参加による実働型の避難訓練

(4) 避難関連施設の整備

市及び府は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次に示す取組をすすめる。

ア 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、沿岸市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、防災拠点化を図る。

国は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避

難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

イ 津波避難ビル等の指定

市は、津波到達までの間に何らかの事情により避難が困難となった市民等が一時的又は緊急に避難・退避する施設として、泉南市津波時避難施設ガイドラインに基づき津波避難ビルの指定に努める。

また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

ウ 避難路等の整備

市及び府は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(5) 津波に関する避難指示(緊急)等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用等、多様な手段による速やかな情報収集手段の確保を図る。

ア 伝達手段

伝達手段についてはそれぞれの特長、課題を把握し検討の上、対策を講じる。

伝達手段	特長	課題
泉南市防災用広報システム (MCA無線システムと低軌道衛星通信システムを併用する同報系の通信システム)	<ul style="list-style-type: none"> 住民への一斉伝達が可能。 避難所となる小中学校や公共施設等に子局を設置しており、市役所との双方向の通信機能を備える。 <u>・泉南市防災アプリと連動しており、スマートフォンで放送内容を確認できる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。 倒壊・破損対策 停電時の非常電源確保 バッテリー切れ 燃料切れ <u>・防災アプリのダウンロード促進</u>
J-ALERT (全国瞬時警報システム)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外の対応として、職員が到着するまでの間、防災用広報システムを自動起動して繰り返し市民に周知できる。 	<p>同上 (防災用広報システムを使用するため)</p>

伝達手段	特 長	課 題
エリアメール等 (携帯電話等へのメール)	<ul style="list-style-type: none"> 登録の必要なし。 被災のおそれのあるエリアに一斉送信する。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル) 	(泉南市は導入済み)
おおさか防災ネットの防災情報メール (携帯電話等へのメール)	<ul style="list-style-type: none"> 登録の必要あり。 被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録の促進
広報車	<ul style="list-style-type: none"> 防災用広報システムが使用できないときの代替手段となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁等の損壊により使用不可となる。 津波到達時間が迫った時点での使用は被災の可能性があるので危険。
消防団、自主防災組織、区等	<ul style="list-style-type: none"> 防災用広報システムが使用できないときの代替手段となる。 確実な伝達が可能。 同時に安否確認や避難状況の把握が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 市から自主防災組織、区等、消防団への伝達が可能であること。 津波到達時間が迫った時点では被災の可能性があるので危険。
避難行動要支援者支援制度を踏まえた支援	・ 予め定められた支援者による避難行動要支援者に対する個別支援。	・ 支援者が被災した場合の対応。
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の通話に規制がかかり、つながりにくいときでも通話可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電の長期化に備えて予備バッテリーの確保、充電が可能な発電機も合わせた整備が必要。
地上デジタル放送	<ul style="list-style-type: none"> 各種データ放送、字幕放送等 	<ul style="list-style-type: none"> 停電時には視聴不可となる。

イ 伝達体制の整備

(7) J-ALERTと防災用広報システムなど既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、防災用広報システムの再点検と必要に応じた増設に努める。

(イ) エリアメールなど多様な伝達手段の確保

携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国、市及び府が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報メール・エリアメールを活用するほか、おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。また、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

(ウ) 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災用広報システム等の機能確保のため非常用電源を確保する。

(エ) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応

迅速な避難指示~~(緊急)~~の発令、区・自治会及び自主防災組織等、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。

(6) 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

ア 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

イ 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示~~(緊急)~~の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。

(7) 避難行動要支援者への避難支援

高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難を迅速に行えるよう支援方策を検討し、事前に取り決めておく。

3 津波浸水想定区域内における地下空間対策

本市の津波浸水想定区域内においては、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な施設等は現存しない。

今後、民間ビルも含めた地下街等の地下空間が整備される場合には、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）に準拠した取組を進める。

4 津波に強いまちづくり

市及び府は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図る。

第5節 水害予防対策の推進

実施担当	行政経営部 ：危機管理課、政策推進課 都市整備部：道路課、住宅公園課、都市政策課、下水道課 市民生活環境部：産業 振興 課 関係機関
-------------	---

方針

市及び関係機関は、洪水、高潮、内水氾濫による災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川、海岸等に関する予防対策の推進を図る。

また、ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府及びため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

- 【付表 2-3-5-1】 管理河川等の状況
- 【付表 2-3-5-2】 河川一覧表
- 【付表 2-3-5-3】 水防区域一覧表
- 【付表 2-3-5-4】 市内ため池一覧表
- 【付表 2-3-5-5】 水門・樋門・門扉一覧表
- 【付表 2-3-5-6】 浸水対策及び高潮対策ポンプ場一覧表
- 【付表 2-3-5-7】 防災テレメーター一覧表
- 【付表 2-3-5-8】 雨量観測所
- 【付表 2-3-5-9】 河川水位観測所
- 【付表 2-3-5-10】 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

計画

1 洪水（河川）対策

(1) 河川改修の推進

ア 府知事管理河川の改修

(ア) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。

(イ) 長期的目標として1時間雨量 80mm 程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。

(ウ) 今後 20～30 年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量 50mm 程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量 65 mm程度で床上浸水を発生させないこととし、

地先の危険度の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせ推進する。

(エ) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

イ 市管理の河川

市の管理する準用河川・普通河川の改修については、その必要箇所を把握した上で、防災緊急性の高いものから整備・改修を進める。

(2) 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

2 雨水出水対策

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を阻止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

3 高潮対策

伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

(1) 河川地域

府は、それぞれ管理する河川の必要な箇所において、防潮堤、橋梁嵩上げ等の整備を進める。

(2) 海岸地域

府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門・樋門・門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。

市及び府は、海岸地域における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものと~~する。~~し、港湾について、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施策の補強及び関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

(3) 水門・樋門・防潮堤の点検整備

市及び府は、災害時に水門・樋門・防潮堤が十分な機能を果たすように、水門・樋門・防潮堤の点検を定期的実施するとともに、水防訓練等により水門・樋門操作の万全を期すよう努める。

4 水害減災対策

府は、洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報収集・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域

の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

(1) 洪水予報

ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市町村長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 近畿地方整備局は、上記イで指定した洪水予報河川について、府の求めに応じ、上記アで指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府府及び大阪管区気象台に提供するものとする。

エ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

オ 府及び近畿地方整備局は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 水位情報の公表

ア 府は、管理河川、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した樫井川、男里川、新家川、泉南海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

イ 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(3) 洪水・高潮リスクの開示

ア 洪水リスクの開示

府は、管理河川（樫井川、男里川、金熊寺川、新家川）において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

また、府は、大阪湾沿岸において想定しうる最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を公表している。

イ 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

市及び府は、公表された洪水リスク・高潮をわかりやすく住民に周知させるとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住

宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

※洪水リスク表示図

「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、200年に1度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。

「浸水想定区域図」は「洪水リスク表示図」の結果を基に府が指定する。

(4) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表（樫井川、男里川、泉南海岸）

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者（市長）等に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供しよう努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

府は、海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位 O. P. +3. 50m に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(5) 水防警報の発表（樫井川、男里川、泉南海岸）

府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸（水位周知海岸）について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報の発表を行い、水防管理者等に通知する。

(6) 浸水想定区域の指定・公表（樫井川、男里川）

ア 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

イ 府は、その他の河川についても、防災施設等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供しよう努めるものとする。

ウ 市及び府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を

排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(7) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(8) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市は、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(イ) 特別警戒水位到達情報の伝達方法

防災用広報システム、広報車、電話、ウェブサイト等による伝達

(ロ) 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水時の緊急指定避難場所や避難所、避難経路、避難誘導體制等

(ハ) 浸水想定区域内にある次の施設の名称と所在地

① 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの

② 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

イ 当該浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成し、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施し、その結果を市長に報告する。

ウ 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(9) 水防と河川管理等の連携

ア 市及び府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防

と 河川管理等の連携を強化するものとする

イ 市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。また、国及び独立行政法人 水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。

ウ 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(10) 防災訓練の実施・指導

市及び府は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(11) 消防団の強化

市及び府は、消防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、区・自治会等の多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

5 下水道等の整備

(1) 総合的な取組

市域にある河川、排水路、雨水下水道、都市下水路、農業用水路等あらゆる施設をもって、浸水被害の総合的な整備・改修・維持に努める。

(2) 下水道施設の整備

公共下水道、都市下水路、排水路、管渠及び雨水ポンプ場を整備充実し浸水被害の解消を図る。

(3) 水路施設の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時

から危険箇所の把握に努める。

(4) 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、必要に応じて次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- ア 遊水池の整備
- イ 防災調整池の整備
- ウ その他、雨水流出抑制につながる対策

6 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府及びため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

(1) ため池防災対策

ア 市は、主要なため池について調査の上、老朽化の著しいため池について、概ね 200 年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全が保てるよう、計画的に国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

イ 市は、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動などに対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に国・府の補助等による耐震整備を進める。

(2) ため池補強事業の推進

ア ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の早期把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制の推進に努める。また、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

イ 市は、気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区、水利組合、消防機関、地域住民の協力を得て巡視等監視体制の強化を図る。

ウ ため池防災テレメータの活用による、正確な雨量やため池水位等のデータ収集により、迅速な災害対策活動の実施を図る。

エ 市は、防災意識の向上を図るため、ため池ハザードマップの作成やため池管理者等との情報伝達・連絡体制の整備に努める。

オ 府は地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、国、市等との速やかな情報共有に努める。

(3) 農業用水路、排水施設の防災対策

市は、農業用水路等の管理者に対し、農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化等の対策について啓発指導にあたりるとともに、危険箇所について、国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

(4) ため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第6節 土砂災害予防対策の推進

実施担当	都市整備部：道路課、都市政策課、審査指導課、広域まちづくり課、 下水道課 市民生活環境部：産業振興課 行政経営部：危機管理課 関係機関
-------------	---

方針

市及び関係機関は、地すべり、山崩れ、がけ崩れ及び土石流等による災害発生が予想される危険箇所について、予防措置の指導、崩落防止工事の実施及び情報連絡体制の確立など防災体制の整備を図り、当該地域住民の安全を確保するとともに、災害発生時において円滑に避難活動等が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

- 【付表 2-3-6-1】 災害危険区域等の箇所数
- 【付表 2-3-6-2】 土石流危険溪流及び土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表
- 【付表 2-3-6-3】 急傾斜地崩壊危険箇所等（急傾斜地の崩壊）一覧表
- 【付表 2-3-6-4】 災害危険区域 一覧表
- 【付表 2-3-6-5】 地すべり危険箇所等一覧表
- 【付表 2-3-6-6】 山地災害危険地区総括表
- 【付表 2-3-6-7】 大阪府土砂災害予警報システム 土石流テレメーター等設置場所
- 【付表 2-3-6-8】 宅地造成工事規制区域の状況
- 【付表 2-3-6-9】 土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設

計画

1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害警戒区域等とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された区域であり、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域とし、また土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として、知事が指定する。

府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為を制限し、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行うとともに、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(1) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があったときには、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行なえるよう必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

ア 情報収集及び伝達体制の整備

市は、土砂災害から人命を守るために、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を住民と相互に共有できるシステム等の整備を推進し、情報収集伝達体制の確立に努める。

(ア) 市は、警戒区域、危険箇所等及び孤立のおそれがある山間部集落への情報伝達体制を強化するため、送受信可能な無線設備の設置を推進する。

(イ) 市は、気象予警報等の情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速的確に実施できるよう、防災用広報システム等の伝達機器の拡充を進めるとともに、地域住民への伝達手段の多様化、手順、ルートを定めておく。

(ウ) 市は、警戒区域及び危険箇所等周辺に高齢者、障害者等の避難行動要支援者が居宅する場合における情報伝達にも十分配慮する。

イ 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域及び危険箇所ごとに、区・自治会及び自主防災組織等の関係団体との情報連絡体制の構築を推進し、避難場所等の周知徹底や日常からの避難経路の検討等により関係住民の安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

ウ 避難指示等の伝達体制

市は、土砂災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに当該危険箇所の住民に対して避難のための避難指示等(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)を行う。避難指示等を行った場合、市は、警察官、消防団、区・自治会及び自主防災組織等の協力を得て、

防災用広報システムや広報車等により危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

(2) 防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に警戒区域及び危険箇所等の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には随時パトロールを実施し、当該危険区域等の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の倒木及び危険雨量等についての的確に把握しておく。

(3) 防災知識の普及

市及び関係機関は、日頃から防災講座や広報紙による啓発、総合防災マップ等の配布より、地域住民に対し、防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

(4) 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(5) 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定土による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

2 土石流対策（砂防）

- (1) 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、砂防指定地（砂防法（明治30年法律第29号）第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において一定の行為を禁止・制限するとともに砂防事業を実施する。
- (3) 府は、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- (4) 市及び府は、土石流危険溪流及び危険区域土砂災害警戒区域等の把握・周知に努める。
- (5) 市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

3 地すべり対策

- (1) 国土交通大臣は、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条）を指定する。
- (2) 府及び近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。

- (3) 市及び府は、地すべり危険箇所土砂災害警戒区域等の把握・周知に努める。
- (4) 市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

4 急傾斜地崩壊対策

- (1) 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条）を指定する。また、災害危険区域（大阪府建築基準法施行条例第 3 条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- (2) 府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
- (3) 市及び府は、急傾斜地崩壊危険箇所土砂災害警戒区域等の把握・周知に努める。
- (4) 市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒情報等の作成・発表

(1) 土砂災害警戒情報・土砂災害警戒準備情報

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

(2) 土砂災害の防災情報

府は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- ア 全域危険度判定状況
- イ 地域危険度判定状況
- ウ 市町村内危険度判定状況
- エ 雨量観測所危険度判定状況
- オ 雨量レーダ情報

6 山地災害対策

- (1) 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を保安林（森林法昭和 26 年法律第 249 号第 25 条）として指定する。
- (2) 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- (3) 特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

(4) 市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

7 宅地造成及び盛土等対策

(1) 指定都市、府及び中核市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第 10 条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条）に指定する。

(2) 指定都市、府、中核市及び権限移譲市町村は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、開発事業者等に対して、宅地造成等に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

(3) 市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

(4) 指定都市、府及び中核市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行う。国は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。

(5) 国は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、府・市が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去及び擁壁設置等の対策を支援するものとする。

(6) 市及び府は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、府は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

8 道路防災対策

府道路管理者は、管理道路の内、土砂災害の恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第7節 危険物等災害予防対策の推進

実施担当	泉州南消防組合 行政経営部 ：危機管理課 関係機関
-------------	--

方針

泉州南消防組合は、市と連携し、危険物等災害の未然防止や拡大防止の諸対策として、立入検査の実施、危険物積載車両等の街頭取締り、危険物取扱者等に対する教育、指導等を強化する。

【付表 2-3-7-1】 危険物等保有施設一覧表

計画

1 危険物災害予防対策

泉州南消防組合は、市と連携し、消防法（昭和23年法律第186号）はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

(5) 事業者の責務

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス災害予防対策

府及び泉州南消防組合は、市と連携し、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 危害予防規程の策定を指導する。
- イ 高圧ガス関係事業者における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 販売事業者等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

3 火薬類災害予防対策

府及び泉州南消防組合は、市及び府警察と連携し盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

(2) 指導

- ア 危害予防規程の策定を指導する。
- イ 火薬類取扱事業者等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。

イ 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

(4) 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制

ア 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

イ 危害防止規程の策定を指導する。

(2) 指導

ア 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。

イ 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。

ウ 営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

(3) 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

(4) 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

5 管理化学物質災害予防

府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

6 石油コンビナート等災害予防

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、市、府、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第8節 火災予防対策の推進

第1 建築物等の火災予防

実施担当	泉州南消防組合 <u>行政経営</u> 部：危機管理課 都市整備部：都市政策課、審査指導課、広域まちづくり課 関係機関
-------------	--

方針

市及び泉州南消防組合は、市街地、林野等における火災の発生防止及び初期消火の徹底を図るとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

【付表 2-3-8-1】 防火管理者選任状況及び5階以上の対象物数

計画

1 一般建築物（住宅を含む）

(1) 火災予防査察の強化

泉州南消防組合は、工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

泉州南消防組合は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

泉州南消防組合は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組を推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

泉州南消防組合及び市は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

(6) 住民、事業者に対する指導、啓発

市及び泉州南消防組合は府と連携し、住民、事業者に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図る

とともに、広報活動や防火図面の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(7) 定期報告制度の活用

所管行政庁は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全を促進する。

2 高層建築物、地下街、大規模施設等

市は、府及び関係機関と連携し、高層建築物、地下街については、前項の各事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止啓発に努める。

また、消防法の改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導に努める。

3 地下施設等の浸水防止

市は、地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための防水扉、防水板等施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下施設等の浸水防止施設の整備を促進する。

第2 林野火災予防

実施担当	泉州南消防組合 市民生活環境部：産業振興課 <u>行政経営部</u> ：危機管理課 関係機関
-------------	---

方針

市、府、泉州南消防組合及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

計画

1 監視体制の強化

- (1) 住民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施

(3) 森林法に基づく火入れの許可

2 林野火災対策用資機材の整備

泉州南消防組合及び府は、消防力の強化のため、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェンソー等作業用機器の整備と備蓄を推進する。

第9節 原子力（放射線）災害予防対策の推進

実施担当	行政経営部 ：危機管理課 泉州南消防組合、関係機関
-------------	-------------------------------------

方針

市域には、原子力災害対策重点地域は存在せず、府の想定によれば、原子炉実験所や原子力研究施設等による臨界事故や、屋内退避を必要とするような放射線災害が発生することは考えがたい。しかし、放射線災害が発生すると、周辺地域への影響は極めて大きいと考えられることから、放射性物質を取り扱う事業者、施設及び輸送事業者（以下この節において「事業者等」という。）は、関係法令を遵守し、災害防止に万全を期すとともに、市は関係機関及び事業者等と充分連携をとり、市民の安全確保のための予防対策に努める。

なお、原子力災害の特殊性から、市、泉州南消防組合及び関係機関は、府県境を超える広域での被災住民の受入れに対して、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて、広域避難が円滑に行われるよう受入れに関して必要な事項を定めた府の方針により対応する。

計画

1 広域避難の受入れ

広域避難の受入れに関して、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえ、府県境を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう必要な事項を定める。

(1) 基本的考え方

原子力災害に係る広域避難の受入れについては、府地域防災計画（原子力災害対策）による他、関西広域連合が策定する原子力災害に係る広域避難ガイドライン及び府・県等が定める広域避難計画に基づき行う。なお、今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、この予防対策を必要に応じて修正する。

(2) 関西圏における広域避難の受入れ

ア 福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

イ 市は、府から広域避難の受入れの要請があったときは、関西広域連合の原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、被災住民（滋賀県長浜市）の受け入れを行う。

2 放射性同位元素取扱事業者における災害対策

関係機関及び放射性同位元素取扱いに係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

(1) 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するように維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じる。

(2) 関係機関の対応

関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射線同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射線同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資機材の整備を図るとともに災害防御訓練に努める。

(3) 放射性物質輸送時の安全対策

ア 事業者等

事業者等は、放射性物質の輸送にあたっては、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制・手続きを遵守するとともに、予防対策を実施する。

イ 市及び泉州南消防組合

事業者等の核燃料輸送時の事故等における災害に対して、訓練の実施及び資機材の整備に努める。